

租税回避地に制裁導入

情報開示拒めば「悪質」認定

OECD検討

国際的な税逃れを防ぐため、日米欧などが加盟する経済協力開発機構(OECD)が悪質なタックスヘイブン(租税回避地)に対する制裁の検討に入る。まず口座などの情報提供に非協力的な

国や地域を悪質と認定するルールを作り、各国が制裁措置を發動できる体制を整える。現時点ではよそ20カ国・地域が対象になる見込みだ。

OECDは悪質かを判断するため、複数の基準を設ける。一つが富裕層らの口座情報を各国の税務当局が年一回自動的に交換する国際ルールへの参加。2017年に始める新ルールに参加しない

場合は悪質と認定する。海外の税務当局から特定の個人の口座情報を提供しよう要請された際、非協力的な場合も悪質とする。税の透明性を審査する国際組織「グローバルフォーラム」の評価基準を満たせるかで判断する。15年時点の評価

だと、パナマやインドネシアなど約20カ国・地域がブラックリストに入る。事業実態のないペーパーカンパニーをどう扱うかも焦点だが、実質的な所有者の情報開示は当初努力義務とする。個人情報保護する必要もあるため、開示内容に応じた制裁の方法を検討する。

悪質と判断したタックスヘイブンへの制裁措置としては、ブラックリストに入った国や地域に送金した時点で本国並みの税金を課す案がある。富裕層の資金移動を未然に防ぐ効果を狙う。

OECDは30日から京都で開く租税委員会でもルールを議論する。7月に中国・成都で開く20カ国・地域(G20)財務相・中央銀行総裁会議でも取り上げ、日米欧や中国など40カ国を超える国の間で悪質なタックスヘイブンの情報をブラックリストとして共有したい考えだ。